

令和 年 月 日

年 組 氏名 保護者 様

静岡県立沼津商業高等学校

出席停止について

医師より下記の疾病と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため、出席停止の期間が定められています。

つきましては、医師の指示に従い、必要な期間、十分な治療と休養をとられますようお願い申し上げます。

なお、登校するにあたっては、点線以下の「登校許可証明書」を医師に記入していただき、登校時に担任まで提出してください。

対象疾病（学校保健安全法施行規則第18条）

- 第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ
- 第二種：インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※
- ※その他…溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など、医師が感染のおそれがあると認めたもの。

登校許可証明書

学校長 様

年 組 氏名

- 1 病 名 _____
- 2 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 3 その他指導事項 _____

上記の者は、上記疾病で治療中のところ軽快したので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名